

聖籠町告示第102号

聖籠町人権に関する住民意識調査検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年12月19日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町人権に関する住民意識調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町人権教育・啓発推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し、聖籠町における人権に関する住民意識調査（以下「意識調査」という。）の調査項目の検討を行うため、聖籠町人権に関する住民意識調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、計画の策定に有効に活用されるように意識調査の調査項目の検討を行い、その結果をとりまとめるものとする。

2 検討委員会は、前項の規定によりとりまとめた結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 人権擁護委員

(2) 人権に関する活動を行う団体の代表者

(3) 教育関係者

(4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第2項に規定する報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。